

データ財産権登録業務指針（試行）

第一章 総則

第一条 データ財産権制度を確立・整備し、全国統一のデータ財産権登録体系を構築し、データの流通・取引コストを削減し、開放・共有・安全な全国一体化データ市場を育成し、「中国共産党中央委員会及び国務院によるデータ基盤制度を構築し、データ要素の役割をよりよく発揮させることに関する意見」を実施するため、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和国データセキュリティ法」、「中華人民共和国個人情報保護法」、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」等の法令に基づき、本指針を制定する。

第二条 中華人民共和国国内において行われるデータ財産権登録活動及びその管理については、法令に別段の定めがある場合を除き、本指針を参照して行う。

本指針は、データ資源、データ製品及びサービス等の各種形態のデータに係るデータ財産権登録及びその管理に適用する。

第三条 本指針にいうデータ財産権とは、権利者が特定のデータについて有する財産的権利をいい、データ保有権、データ使用权、データ経営権等を含む。

本指針にいうデータ保有権とは、権利者が、適法に取得したデータを自ら保有し、又は他人に委託して代わりに保有させる権利をいう。

本指針にいうデータ使用权とは、権利者が、加工、集約、分析等の方法により、データを生産・経営の最適化、派生データの形成等に用いる権利をいう。

本指針にいうデータ経営権とは、権利者が、譲渡、許諾、出資又は法に基づく担保設定等の有償又は無償の方法により、データを外部に提供する権利をいう。

本指針にいうデータ財産権登録とは、データ財産権登録機関が、本指針に従い、データの記述、出所、権利内容等を審査し、データに係る権利の帰属等の情報を記載し、登録証明書を発行する行為をいう。

本指針にいう登録機関とは、国家データ管理部門により選考の上決定され、全国データ財産権登録機関名簿に掲載され、データ財産権登録活動を行う法人をいう。

本指針にいう登録申請者とは、登録機関にデータ財産権登録を申請する自然人、法人及び非法人組織をいう。

本指針にいう派生データとは、データ処理者が、その使用权を有するデータについて、各当事者の適法な権益を保護することを前提として、専門知識を用いた加工、モデリング分析、重要情報の抽出等の方法により、データの内容、形式、構造等を実質的な変更を生じさせ、これによりデータ価値を著しく向上させて形成したデータをいう。

第四条 データ財産権登録活動を行うに当たっては、平等・任意、規範化・統一、公平・誠実、利便・効率、安全・秩序の原則に従わなければならない、法令に違反してはならず、国家安全、公共の利益及び他人の適法な権益を損なってはならない。

第五条 国家データ管理部門は、全国のデータ財産権登録に関する管理業務を所管する。具体的な職責には、全国統一のデータ財産権登録制度を確立・整備すること、全国のデータ財産権登録活動を指導・監督すること、国家データ財産権登録サービスシステムを構築・管理すること、法令に定めるその他の職責が含まれる。

省級データ管理部門は、当該行政区域内のデータ財産権登録に関する管理業務を所管する。具体的な職責には、当該行政区域内のデータ財産権登録活動を指導・監督し、当該行政区域内の登録機関の日常管理を行い、区域横断的な管理を連携して行うこと、法令に定めるその他の職責が含まれる。省級データ管理部門は、市級データ管理部門に具体的な業務の実施を委託することができる。

第六条 国家データ財産権登録サービスシステムは、登録結果等を集約し、全国を対象として、統一されたデータ財産権登録の公示、登録結果の照会・検証等のサービスを提供し、登録機関の管理等を支援する。

第二章 登録機関

第七条 登録機関は、次に掲げる基本条件を備えなければならない。

(一) 中華人民共和国国内において法に基づき設立され、運営状況が良好な企業法人又は事業単位法人であること。このうち、企業法人の払込済み登録資本金は1億元以上でなければならない、事業単位法人は、その登録業務の実施に相応する経費が確保されていなければならない。

(二) 固定された執務場所及び業務上の必要を満たすインフラを有すること。

(三) 2年以上のデータ登録又はデータ流通に関するサービス経験を有すること。

(四) 整備されたガバナンス体制、登録業務管理制度、登録審査担当者管理制度、データセキュリティ管理制度、データセキュリティリスク対応計画及びサービス終了時保障計画を有すること。

(五) 専任審査チームを配置していること。専任審査チームの構成員は、データ、法律等の関連分野における専門能力及び3年以上の実務経験を有しなければならない。

(六) データ財産権登録業務を支援する情報システムを構築し、当該情報システムについてネットワークセキュリティ等級保護制度の第3級以上の届出を完了し、国家データ財産権登録サービスシステムと連携接続するための基本条件を備えていること。

(七) 直近3年以内に不正競争行為、経営異常等がなく、かつ重大な法令・規則違反歴がないこと。

第八条 登録機関は、省級データ管理部門の推薦を受け、国家データ管理部門により選考の上決定される。選考の上決定された登録機関は、全国データ財産権登録機関名簿に掲載され、社会に公開されるとともに、国家データ財産権登録サービスシステムに接続される。

第九条 省級データ管理部門は、次に掲げる要件に従い、推薦業務を行わなければならない。

(一) 条件を満たす企業法人及び事業単位法人による申請を組織すること。

(二) 書類の一次審査、専門家審査、集団的意思決定等を行い、推薦名簿を確定し、国家データ管理部門に提出すること。

国家データ管理部門により選考の上、登録機関として決定された場合、省級データ管理部門は、当該登録機関による国家データ財産権登録サービスシステムへの登録機関情報の提出を手配する。

第十条 登録機関は、所在地外で業務を行い、全国において登録業務を行うことができる。登録機関は、次に掲げる要件に従い、登録業務を行わなければならない。

(一) 公開、公平かつ公正にデータ財産権登録を行うこと。

(二) 登録資料を適切に保存し、その保存期間を20年以上とすること。

(三) データ財産権登録手続、料金基準、苦情申立窓口等を適時かつ正確に公開し、登録業務の処理状況、専任審査チームの構築状況等を定期的に開示し、社会の監督を受けること。

(四) データ財産権登録業務を支援する情報システムを運営・保守し、国家データ財産権登録サービスシステムとの連携接続を適切に行うこと。

(五) 情報報告制度を確立し、データ管理部門の要請に従い、登録に関する状況を適時に報告すること。

(六) 登録申請者が提供した資料について秘密保持義務を負い、必要な措置を講じてデータセキュリティを確保し、営業秘密を保護し、漏えい又は違法に使用してはならない。

(七) 登録の公正性及び独立性に影響を及ぼす活動を行ってはならず、登録上の便宜を利用して不当な利益を得てはならず、自ら登録申請者として当該登録機関に登録を申請してはならない。

(八) 登録サービス能力の向上及び登録コストの低減に努め、登録申請者に合理的な価格の登録サービスを提供しなければならない、他の有料項目を強制的に抱き合わせるはならない。

第十一条 省級データ管理部門は、登録機関に対する管理を強化しなければならない、監督管理上の必要に基づき、監督指導、面談による指導等の方式により、登録機関が法令及び規定に従ってデータ財産権登録業務を行うよう指導することができる。登録機関が法令又は規定に違反してデータ財産権登録業務を行った場合、関係部門と共同で確認調査を行い、有効な措置を講じて適切に処理しなければならない。犯罪の疑いのある端緒については、法に基づき関係部門に移送して処理しなければならない。

登録機関の所在地の省級データ管理部門は、登録機関の日常管理を行い、登録活動について社会一般から寄せられた意見を受理し、処理する。登録機関が所在地外で業務を行う際に法令又は規定に違反する行為がある場合、業務実施地の省級データ管理部門は、所在地の省級データ管理部門と協議の上、連携して管理する。見解が異なり、協議しても一致に達することができない場合、国家データ管理部門が指導して解決する。

国家データ管理部門は、登録機関の年次評価基準を制定し、年次評価の実施状況について検査を行う。登録機関は、毎年3月31日までに、その所在地の省級データ管理部門に対し、前年度のデータ財産権登録業務の実施状況を報告し、報告資料が真実、正確かつ完全であることを確保しなければならない。登録機関の所在地の省級データ管理部門は、登録機関に対して年次評価を行い、毎年4月30日までに評価結果及び関連資料を国家データ管理部門に提出しなければならない、年次評価で潜在的リスクが発見された場合、有効な措置を講じて適時かつ適切に処理しなければならない。

第十二条 登録機関に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合、5営業日前までに省級データ管理部門に報告しなければならない。

(一) 名称、所在地、登録資本、法定代表人又は企業法人の支配株主若しくは実質的支配者に変更があった場合。

(二) 本指針第七条及び第十条に掲げる条件若しくは要件に影響を及ぼす事項、及び登録業務の正常な実施に影響を及ぼす可能性のあるその他の重大事項がある場合。

上記の変更について審査・確認が行われた後、5 営業日以内に国家データ財産権登録サービスシステムにおいて更新する。変更後に登録機関の基本条件に関する要件を満たさなくなった場合、所在地のデータ管理部門は、登録機関による是正又は登録業務からの撤退を適時に指導しなければならない。

第十三条 登録機関がデータ財産権登録業務から撤退する場合、6 か月以上前に、その所在地の省級データ管理部門に報告し、業務撤退計画を提出しなければならない。登録機関の所在地の省級データ管理部門は、登録機関の報告及び業務撤退計画を受領した日から 20 営業日以内に、業務撤退計画について決定を行わなければならない。撤退に同意した場合、撤退に同意した日から 5 営業日以内に、関連状況を国家データ管理部門に報告しなければならない。国家データ管理部門が審査し同意した後、登録機関は、その保存する全てのデータ財産権登録資料及び関連データを、省級データ管理部門が指定するその他の存続中の登録機関に完全な形で移管しなければならない。

登録機関の撤退後も、そのデータ財産権登録業務の実施期間中に発行したデータ財産権登録証明書の効力は影響を受けず、その業務実施期間中の登録行為により生じた法的責任は、法に基づき免除されない。登録機関の業務実施期間中の過失により他人に損害を与えた場合、存続する法人主体が損害賠償責任を負う。登録機関の法人がすでに消滅している場合、関連する法令に従い処理する。

第三章 登録手続

第十四条 データ財産権登録は、申請、受理、審査、公示、異議処理、情報の証拠保存、証明書の発給等の手続に従い行う。

第十五条 公共データ資源に関係する場合、次の各号に掲げる状況に応じて処理する。

(一) 党・政府機関が法に基づき職責を履行する過程において収集し、及び生成した各種データ、並びに職責履行上の必要に基づき、他の企業又は事業単位に委託し、又は権限を付与して代わりに収集させたデータについては、データ財産権登録を行わない。

(二) 公共データ資源の授権運営後、開発により形成された公共データ製品及びサービスについては、公共データ資源登録プラットフォームにおいて登録を完了した後、データ財産権登録を行うことができる。

(三) 給水、ガス供給、熱供給、電力供給、公共交通等の公益事業者は、公共サービスを提供する過程において生成したデータについて、別段の定めがある場合を除き、データ財産権登録を行うことができる。

第十六条 登録申請者は、任意の原則に基づき、自ら又は他人に委託して登録機関にデータ財産権登録を申請するにあたって、登録申請書、並びにデータの出所、データ財産権の帰属等に関する裏付け資料を提出しなければならない。提出する資料は、真実、正確かつ完全なものでなければならず、虚偽の記載、誤解を招く陳述又は重大な欠落があってはならない。

第十七条 登録機関は、データ財産権登録申請資料を受領した場合、次の各号に掲げる状況に応じて処理し、3営業日以内に受理結果を通知しなければならない。

(一) 申請資料に誤りがある場合、不備がある場合又は規定に適合しない場合、受理しない旨を書面により通知するとともに、補正を要する全ての資料及び補正期限を一括して通知しなければならない。登録申請者が期限内に補正しない場合、申請を行わなかったものとみなす。

(二) 申請資料が全てそろっており、規定に適合する場合、又は要件に従い全ての補正資料を提出した場合、受理し、登録申請者に書面により通知しなければならない。

登録機関は、正当な理由なく受理を拒否してはならない。登録申請を受理した日は、登録機関が登録申請者に受理を通知した日とする。

登録機関が前記の規定に従い、登録申請者に受理しない旨を書面により通知しなかった場合、受理したものとみなす。通知期限満了後の最初の営業日を登録受理日とみなす。

第十八条 登録機関は、データ財産権登録申請を受理した後、データ記述の正確性、データの出所の法令・規則適合性、データ財産権の明確性等について、合理的かつ慎重な審査を行わなければならない。登録機関は、登録申請者に裏付け資料の追加提出を求めることができ、必要な場合、利害関係人又はその他の関係主体に確認することができる。登録申請者が裏付け資料を追加提出することができず、かつ登録機関が適法な経路を通じて確認することができない場合、登録手続を終了することができる。

第十九条 登録機関は、データ記述の正確性を審査するにあたって、データ名称が簡潔かつ正確であり、曖昧さがないかを重点的に審査しなければならない。データ名称には、原則として、時間、地域、業種、内容、データ種別等が含まれる。

第二十条 登録申請者は、違法又は規則違反により取得したデータについてデータ財産権を有しない。登録機関は、データの出所の法令・規則適合性を審査するにあたって、次の各号に掲げる事項を審査しなければならない。

(一) 収集・生成されたデータについては、収集行為が法令及び規則に適合しているかを審査しなければならない。

(二) 合意により取得したデータについては、関連する合意において、登録申請者が関連するデータ財産権を有する旨が定められているかを審査しなければならない。定めがない場合又は定めが明確でない場合、登録申請者に追加合意を求め、又は実際の状況を踏まえて合理的かつ慎重に判断することができる。

(三) 自動化プログラムを通じて収集した公開データについては、登録対象データが公開データに該当するか、登録申請者によるデータ収集の手段及び方法が法令及び規則に適合しているかを審査しなければならない。

(四) 派生的に創出されたデータについては、まず、登録申請者が原データの使用权を有するかを審査し、次に、関連する合意において派生データに係る財産権の帰属が定められているかを審査しなければならない。明確な定めがない場合、原データとの間で、内容、形式、構造等を実質的な差異があるか、原データよりも著しく高い価値を有するかを審査しなければならない。

(五) 個人情報、重要データ等に関係するデータについては、データの取得が「中華人民共和国個人情報保護法」、「中華人民共和国データセキュリティ法」等の法令上の要件に適合しているかを審査しなければならない。

第二十一条 登録機関は、次に掲げる要件に従い、データ財産権の明確性を審査しなければならない。

(一) データ処理者は、自ら又は他者と共同で参加する生産・経営活動において、法令及び契約の定め違反しないことを前提として収集・生成したデータについて、データ保有権、データ使用权及びデータ経営権を登録することができる。

(二) 各種主体が、自らがその生成を促したデータについて、民事契約に基づき他人にその収集を許諾した場合、関連データを取得する権利を有し、取得したデータについて、データ保有権、データ使用权及びデータ経営権を登録することができる。

(三) 自然人は、適法に収集し、生成し、又は取得したデータについて、データ保有権、データ使用权及びデータ経営権を登録することができる。

(四) データ処理者は、国家データ分類・等級別保護制度の要件を遵守し、他人のネットワークに不正に侵入せず、ネットワークサービスの正常な運用を妨害せず、有効な技術的措置を破壊せず、個人及び組織の適法な権益を損なわないことを前提として、自動化プログラムを通じて収集した公開データについて、データ保有権及びデータ使用权を登録することができる。データ収集元の製品及びサービス等を実質的に代替しないことを前提として形成したデータ製品については、データ保有権、データ使用权及びデータ経営権を登録することができる。

(五) 複数のデータ処理者が協力してデータ融合開発を推進する場合、契約の定めに従い、関連する権利を登録しなければならない。融合済みデータについて、契約にデータ財産権の定めがない場合又は定めが明確でない場合、各参加当事者はいずれもデータ保有権及びデータ使用权を登録することができ、他の参加当事者の同意を得ることを前提として、データ経営権を登録することができる。

(六) データ処理者が、その使用权を有するデータについて、各当事者の適法な権益を保護することを前提として、専門知識を用いた加工、モデリング分析、重要情報の抽出等の方法により、データの内容、形式、構造等に実質的な変更を生じさせ、これによりデータ価値を著しく向上させて派生データを形成した場合、当該派生データのデータ保有権、データ使用权及びデータ経営権を登録することができる。

(七) 他人にデータ処理を委託した場合、法律に別段の定めがある場合又は契約に別段の定めがある場合を除き、受託者は、委託処理の対象となる原データ、処理過程データ、結果データ等について、データ保有権、データ使用权及びデータ経営権を登録することができない。

データ保有権、データ使用权及びデータ経営権は相互に独立しており、同一の権利者がその全てを有することも、そのうち一つ又は複数の権利を有することもできる。同一のデータに係る同一の権利について、異なる権利者が同時にこれを有することができ、かつ相互に排他的ではない。

第二十二条 審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合、登録機関は登録を行わず、その旨を登録申請者に書面により通知しなければならない。

(一) データ登録により国家安全、公共の利益又は個人若しくは組織の適法な権益を害するおそれがある場合。

(二) データの出所が法令の規定に違反する場合。

(三) 未解決のデータ権利帰属紛争が存在する場合。

(四) 登録申請者が真実の状況を隠蔽し、又は虚偽の証明を提供した場合。

(五) 法令により登録しないものとされているその他の場合。

第二十三条 次の各号に掲げる事項がある場合、備考として記載しなければならない。

(一) データ財産権の行使期間、行使条件等について定めがある場合。

(二) 人民法院、人民検察院、公安機関及びその他の権限を有する機関が法に基づき実施する差押え等の保全措置。

(三) 行政主管部門が国家安全及び公共の利益を維持するために講ずる臨時規制措置。

(四) 法令により記載する必要がある事項。

(五) 登録機関が記載する必要があると認めるその他の事項。

第二十四条 第二十二条に定める事由が存在しない場合、登録機関は、登録申請者情報、データ名称、データ概要、権利制限に関する記載等を、国家データ財産権登録サービスシステムにおいて公示しなければならない。正当な理由がある場合、登録申請者は、登録機関に対し公示しないよう申請することができ、登録機関が実際の状況を踏まえてその可否を決定する。

公示期間は5営業日とし、国家データ財産権登録サービスシステムにおいて公示内容を公開した日から起算する。

第二十五条 公示内容に対して異議を申し立てる場合、異議理由及び関連資料を提出しなければならない。登録機関は、異議を受領した日から10営業日以内に異議について調査し、登録申請者に説明を求めることができ、適時に処理決定を行わなければならない。登録すべきでないことが判明した場合、登録機関は、登録しない旨の決定を行わなければならない。

第二十六条 登録機関は、国家データ財産権登録サービスシステムにおいて、登録過程における重要事項及び登録結果を証拠として保存しなければならない。これには、登録申請者の基本情報、データの基本状況、権利内容、権利制限等が含まれるが、これらに限られない。また、登録情報が改ざん不能であること、登録過程が追跡可能であること、登録内容が検証

可能であることを確保しなければならない。登録申請者は、登録機関による証拠保存に供するため、データウォーターマーク、データフィンガープリント等を任意に提供することができる。登録事項については、登録情報が証拠として保存された時点で登録が完了する。データ財産権登録の有効期間は、原則として5年を超えないものとし、登録情報が証拠として保存された日から起算する。更新する必要がある場合、更新登録を行わなければならない。

第二十七条 登録機関は、登録を完了した場合、国家データ財産権登録サービスシステムが提供する統一様式及び統一コードの要件に従い、証明書を作成・発行し、登録機関の登録専用印を押印しなければならない（証明書見本及びコード付与規則については、別添6を参照）。登録証明書の内容が国家データ財産権登録サービスシステムにおいて証拠として保存された情報と一致しない場合、後者を基準とする。

第二十八条 登録機関は、登録申請を受理した日から10営業日以内に、データ財産権登録手続を完了しなければならない。データの出所が複雑であること、データ規模が巨大であること等により延長する必要がある場合、適宜延長することができるが、延長期間は最長でも10営業日を超えてはならない。登録機関が登録サービスの最適化及び革新を図り、登録効率を向上させ、登録処理期限を短縮することを奨励する。

登録過程における裏付け資料の追加提出、公示及び異議処理に要する期間は、前項に定める期間に算入しない。

第二十九条 異議申立人は、データ財産権登録に権利帰属に関する争い又は登録の誤りが存在すると認める場合、国家データ財産権登録サービスシステムを通じて登録機関に異議を申し立てることができる。異議の申立てには、異議申立書、一応の証拠等の資料を提出する必要がある。

登録機関は、異議資料が全てそろっているかを審査し、資料が全てそろっている場合、資料を受領した後5営業日以内に登録申請者に書面により通知しなければならない。

登録申請者が異議内容を認める場合、登録機関は、所定の手続に従い、登録内容を変更し、又は登録を抹消しなければならない。

登録申請者が異議内容を認めない場合、登録機関に関連する説明資料を提出しなければならない。登録機関は、登録申請者、異議申立人に調査への協力を求め、異議処理の結論を示すことができる。登録申請者、異議申立人が処理結論を認める場合、登録機関は、処理結論に基づきこれに応じて処理しなければならない。

登録申請者、異議申立人が登録機関の処理結論を認めない場合、合意に従い仲裁機関に仲裁を申し立て、又は人民法院に訴えを提起することができる。登録機関は、人民法院又は仲裁機関の法的効力を生じた文書に基づき処理しなければならない。条件を備えた地方のデータ管理部门が調停サービスを提供することを奨励する。

第三十条 登録申請者、利害関係人は、法に基づき、必要なデータ財産権登録資料を照会し、又は複製することができ、登録機関はこれを提供しなければならない。

関係国家機関は、法令の規定に従い、調査・処理事項に係るデータ財産権登録資料を照会し、又は複製することができる。

データ財産権登録資料を照会し、又は複製する組織、個人は、登録機関に対し、照会又は複製の目的を説明しなければならず、取得した登録資料をその他の目的に使用してはならない。権利者の同意を得ることなく、取得した登録資料を漏えいしてはならない。

第三十一条 次に掲げる活動において、データ財産権登録証明書は、データ財産権の帰属及び内容を証明するものとして用いることができる。

(一) データ流通・取引において、データ財産権登録証明書をデータ財産権の証明として用いること。

(二) データ資産の財務諸表計上、融資担保、現物出資等の活動を行う場合、データ財産権登録証明書を、データを適法に保有し、又は支配していることの証明として用いること。

(三) データに関する争い及び紛争の解決において、データ財産権登録証明書を、権利帰属を認定するための証拠として用いること。

(四) データ企業の育成・認定等の支援政策において、データ財産権登録証明書を、企業のデータ状況を判断するための証明として用いること。

登録機関が、登録の公正性及び独立性に影響を及ぼさないことを前提として、データ財産権登録とデータ品質評価、価値評価等との業務連携を強化し、市場に全過程にわたるサービスを提供することを奨励する。

データ流通サービス機関は、サービスを提供するにあたって、本指針に従い発行された登録証明書を採信しなければならず、正当な理由なく、重複審査を行い、又は重複して料金を徴収してはならない。

第四章 登録の種類

第三十二条 データ財産権登録には、初回登録、譲渡登録、変更登録、更新登録及び抹消登録が含まれる。

第三十三条 初回登録とは、登録申請者が登録機関において特定のデータに係るデータ財産権について行う最初の登録をいう。

初回登録を申請する場合、登録申請者は、初回登録申請書（参考様式については別添 1 を参照）、登録申請者の身分を裏付ける資料、データ財産権を適法に取得したことを裏付ける資料、並びにデータサンプル及びデータ記述等の資料を提出しなければならない。

同一のデータについては、初回登録を行った後でなければ、その他の種類の登録を行うことができない。その他の種類の登録は、原則として、初回登録を行った機関が取り扱う。

第三十四条 譲渡人が初回登録を行い、データ保有権、データ使用权及びデータ経営権を有し、データ財産権の全部又は一部を譲受人に移転し、かつ当該移転対象の権利を自らは保持しないことを予定している場合、譲渡人及び譲受人は共同して譲渡登録を申請する。

譲渡登録を申請する場合、登録申請者は、譲渡登録申請書（参考様式については別添 2 を参照）、譲渡契約、データ財産権登録証明書等の資料を提出しなければならない。登録機関が譲渡登録を受理し、審査の結果、登録が認められた場合、譲渡人のデータ財産権登録証明書をこれに応じて変更しなければならない。

第三十五条 権利主体の変更又はデータの出所等の事項に関する重大な変更を伴わず、次の各号のいずれかに該当する場合、登録申請者は変更登録を申請することができる。

- (一) 名称、法定代表者、住所等の申請者の基本情報に変更があった場合。
- (二) データ記述情報、データの対象期間等に誤りがある場合又は変更が生じた場合。

変更登録を申請する場合、登録申請者は、変更登録申請書（参考様式については別添 3 を参照）、データ財産権登録証明書、変更内容を裏付ける資料等を提出しなければならない。

第三十六条 データ財産権登録証明書の有効期間満了日の 6 か月前から満了日前日までの間、登録申請者は、登録機関に更新登録を申請することができる。データ財産権登録証明書の有効期間が満了し、かつ更新登録を申請していない場合、登録証明書は自動的に失効する。

更新登録を申請する場合、登録申請者は、更新登録申請書（参考様式については別添 4 を参照）、データ財産権登録証明書等を提出しなければならない。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合、登録機関は、登録済みのデータ財産権について抹消登録を行う。

- (一) 登録申請者が抹消を申請した場合。
- (二) データの廃棄等により、従前の権利者のデータ財産権が消滅した場合。
- (三) 異議処理結果等に従い、抹消すべき場合。
- (四) 法令に定めるその他の場合。

抹消登録を申請する場合、登録申請者は、抹消登録申請書（参考様式については別添 5 を参照）、データ財産権登録証明書及び登録機関が提出を求めるその他の資料を提出しなければならない。登録機関は、登録証明書の抹消が必要であることを発見した場合、自ら抹消登録を行うことができ、従前の登録申請者に書面により通知しなければならない。

第五章 法的責任

第三十八条 登録機関は、登録結果の正確性について法に基づき責任を負う。登録機関及びその職員に次の各号のいずれかに掲げる行為があり、情状が比較的軽微な場合、登録機関の所在地の省級データ管理部門は、期限を定めて是正を命じるとともに、当該登録機関による国家データ財産権登録サービスシステム上での登録情報の公開を停止する。情状が重大である場合又は是正を拒む場合、全国データ財産権登録機関名簿から除外する。違法行為又は犯罪を構成する場合、法に基づき相応の責任を負う。

- (一) 故意又は重大な過失により、登録条件を満たさない登録申請について登録を行い、又は誤った登録を行った場合。
- (二) データ財産権登録情報及び登録証明書を改ざんし、毀損し、又は偽造した場合。
- (三) データ財産権登録資料、登録情報等を漏えいし、国家安全、公共の利益又は他人の適法な権益を損なった場合。
- (四) その他の違法行為又は規則違反行為がある場合。

登録機関が前記の行為を行い、他人に損害を与えた場合、法に基づき損害賠償等の責任を負う。登録機関が責任を負った後、その他に責任を負う者がいる場合、法に基づきその者に求償することができる。

第三十九条 登録申請者に次の各号のいずれかに掲げる行為があり、他人に損害を与えた場合、法に基づき損害賠償等の民事責任を負う。違法行為又は犯罪を構成する場合、法に基づき相応の責任を負う。

- (一) 真実の状況を隠蔽し、虚偽の資料を提供する等の欺罔的手段を用いて登録を騙し取った場合。

- (二) 故意に重複登録を行うことにより、不当な利益を得た場合。
- (三) 国家安全、公共の利益又は他人の適法な権益を損なった場合。
- (四) その他の違法行為又は規則違反行為がある場合。

第四十条 データ管理部門の職員がデータ財産権登録活動の管理において、職権を乱用し、職務を怠り、又は情実により不正を行った場合、法令及び規定に従い、相応の処罰又は政務処分を受ける。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を負う。

第六章 附則

第四十一条 本指針の施行前に、その他の種類のデータ登録がすでに完了しており、関連する審査事項が本指針の要件に合致する場合、登録機関は、具体的な状況を踏まえて手続を簡素化し、関連資料を保存することができる。

第四十二条 本指針にいう「以上」及び「以内」は、いずれも当該数値を含む。

別添 1

初回登録申請書（参考様式）

登録申請者情報	申請者名	登録申請者の正式名称を記入する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の名称を順次記入する。
	申請者種別	登録申請者の法的属性に応じて選択する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の種別をそれぞれ選択する。 例：自然人／法人／非法人組織。
	証明書番号	登録申請者の身分証明書番号又は統一社会信用コード等を記入する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の証明書番号を順次記入する。
	連絡担当者	登録申請者への連絡窓口となる通常の連絡担当者の氏名を記入する。
	連絡先電話番号	登録申請者の連絡先電話番号を記入する。固定電話には市外局番を付し、中国国外の電話番号には国際電話の国・地域番号を付す。
	連絡先住所	登録申請者の連絡先住所の詳細を記入する。
	経営状況	登録申請者の法定代表者、登録時期、登録所在地、営業期間、経営範囲／業務範囲、存続状況等を記入する。
データ情報	データ名称	「時間、地域、業種、内容、データ種別」に従って記入し、40 文字を超えないことが望ましい。 例：2019 年から 2024 年までの上海市農業生産・販売データ報告、2024 年全国高所設備レンタルデータセット。
	データ概要	登録対象データの概要を記入する。機能、形態、用途等を含み、400 文字を超えないことが望ましい。 例：当該データは、××地域／部門／機関が××の生産／××サービスの提供／××の経営／××活動の過程において生成したものであり、……等の具体的な情報を含み、……に用いることができる。
	所属業種	データが属する業種分類を記入する。GB/T 4754

		「国民経済産業分類」の「門類」及び「大類」の名称を用いる。
	データの出所	例：収集・生成／自動化プログラムによる公開データの収集／合意による取得／派生データの創出。
	地域範囲	データの出所の地域に応じて、地域範囲を記入する。 例：国際／全国／省級／市級／区・県級／区・県級以下。
	時間範囲	データが対象とする時間範囲。 例：2019年××月××日—2024年××月××日。
	更新頻度	例：日次更新／週次更新／月次更新／年次更新／必要に応じた更新／リアルタイム更新／その他。
	データ量	データの規模及び量的水準を記入する。 例：××件、××TB。
	データ形態	例：データが画像／テキスト／動画／音声／表／その他の形態のいずれであるか、構造化／半構造化／非構造化データのいずれであるか。
	制限範囲	データの使用が制限又は禁止される状況について簡潔に記述する。例えば、適用対象の種類、買主の資格及び能力、買主の利用環境、買主の所属地域、再販売を認めるか否か、データの国外移転を認めるか否か等の制限又は禁止要件を記載する。該当するものがない場合は「なし」と記入する。
権利構成に関する説明	データ財産権に係る権利主体（登録申請者を含む。）の名称、統一社会信用コード、権利の種類、権利期間及び権利制限を記述し、関連する証明書類を提出する。	

別添 2

譲渡登録申請書（参考様式）

データ名称		「時間、地域、業種、内容、データ種別」に従って記入し、40文字を超えないことが望ましい。 例：2019年から2024年までの上海市農業生産・販売データ報告、2024年全国高所設備レンタルデータセット。
データ財産権登録証明書番号		
譲渡人情報	譲渡人名	譲渡人の正式名称を記入する。
	譲渡人種別	譲渡人の法的属性に応じて選択する。 例：自然人／法人／非法人組織。
	証明書番号	譲渡人の身分証明書番号又は統一社会信用コード等。
	連絡担当者	譲渡人への連絡窓口となる通常の連絡担当者の氏名を記入する。
	連絡先電話番号	譲渡人の連絡先電話番号を記入する。固定電話には市外局番を付し、中国国外の電話番号には国際電話の国・地域番号を付す。
	連絡先住所	譲渡人の連絡先住所の詳細を記入する。
譲受人情報	譲受人名	譲受人の正式名称を記入する。
	譲受人種別	譲受人の法的属性に応じて選択する。 例：自然人／法人／非法人組織。
	証明書番号	譲受人の身分証明書番号又は統一社会信用コード等。
	連絡担当者	譲受人への連絡窓口となる通常の連絡担当者の氏名を記入する。
	連絡先電話番号	譲受人の連絡先電話番号を記入する。固定電話には市外局番を付し、中国国外の電話番号には国際電話の国・地域番号を付す。
	連絡先住所	譲受人の連絡先住所の詳細を記入する。
譲渡する権利の内容	譲受人が取得する権利の内容を記入する。データの範囲、権利の種類、権利範囲、有効期間、使用範囲等の内容を含む。	

別添 3

変更登録申請書（参考様式）

データ名称		「時間、地域、業種、内容、データ種別」に従って記入し、40 文字を超えないことが望ましい。 例：2019 年から 2024 年までの上海市農業生産・販売データ報告、2024 年全国高所設備レンタルデータセット。	
データ財産権登録証明書番号			
登録申請者情報	申請者名	登録申請者の正式名称を記入する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の名称を順次記入する。	
	申請者種別	登録申請者の法的属性に応じて選択する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の種別をそれぞれ選択する。 例：自然人／法人／非法人組織。	
	証明書番号	登録申請者の身分証明書番号又は統一社会信用コード等を記入する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の証明書番号を順次記入する。	
	連絡担当者	登録申請者への連絡窓口となる通常の連絡担当者の氏名を記入する。	
	連絡先電話番号	登録申請者の連絡先電話番号を記入する。固定電話には市外局番を付し、中国国外の電話番号には国際電話の国・地域番号を付す。	
	連絡先住所	登録申請者の連絡先住所の詳細を記入する。	
変更事項		変更前の内容	変更後の内容

別添 4

更新登録申請書（参考様式）

データ名称		「時間、地域、業種、内容、データ種別」に従って記入し、40 文字を超えないことが望ましい。 例：2019 年から 2024 年までの上海市農業生産・販売データ報告、2024 年全国高所設備レンタルデータセット。
データ財産権登録証明書番号		
登録申請者情報	申請者名	登録申請者の正式名称を記入する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の名称を順次記入する。
	申請者種別	登録申請者の法的属性に応じて選択する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の種別をそれぞれ選択する。 例：自然人／法人／非法人組織。
	証明書番号	登録申請者の身分証明書番号又は統一社会信用コード等を記入する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の証明書番号を順次記入する。
	連絡担当者	登録申請者への連絡窓口となる通常の連絡担当者の氏名を記入する。
	連絡先電話番号	登録申請者の連絡先電話番号を記入する。固定電話には市外局番を付し、中国国外の電話番号には国際電話の国・地域番号を付す。
	連絡先住所	登録申請者の連絡先住所の詳細を記入する。
更新事項		更新を申請する期間、データ財産権の種類等の詳細情報を記入する。

別添 5

抹消登録申請書（参考様式）

データ名称		「時間、地域、業種、内容、データ種別」に従って記入し、40文字を超えないことが望ましい。 例：2019年から2024年までの上海市農業生産・販売データ報告、2024年全国高所設備レンタルデータセット。
データ財産権登録証明書番号		
登録申請者情報	申請者名	登録申請者の正式名称を記入する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の名称を順次記入する。
	申請者種別	登録申請者の法的属性に応じて選択する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の種別をそれぞれ選択する。 例：自然人／法人／非法人組織。
	証明書番号	登録申請者の身分証明書番号又は統一社会信用コード等を記入する。複数人／複数主体が共同で申請する場合、各申請者の証明書番号を順次記入する。
	連絡担当者	登録申請者への連絡窓口となる通常の連絡担当者の氏名を記入する。
	連絡先電話番号	登録申請者の連絡先電話番号を記入する。固定電話には市外局番を付し、中国国外の電話番号には国際電話の国・地域番号を付す。
	連絡先住所	登録申請者の連絡先住所の詳細を記入する。
抹消理由		抹消の対象となるデータ財産権の種類等を記入する。

別添 6

データ財産権登録証明書見本

データ財産権登録証明書

番号：SJ0102025059452

財産権主体：×××有限責任会社

社会信用コード：12345678912345678A

権利の種類：データ保有権／データ使用权／データ経営権

データ名称：2019 年から 2024 年までの上海市農業生産・販売データ報告

有効期間：2024 年 07 月 28 日から 2029 年 07 月 27 日まで

二次元コード

××省登録サービスセンター

照会・検証及び詳細情報の確認には、二次元コードをスキャンしてください。

登録日：2024 年 07 月 28 日

××データ局監製

データ財産権登録証明書コード付与規則

証明書コードは全 15 桁で、アルファベット及び数字から構成される。コード付与規則は、左から右の順に、固定識別子（2 桁）、地域（2 桁）、データ財産権登録機関（1 桁）、データ財産権コード付与日（6 桁）、データ財産権登録連番（4 桁）から構成される。

SJ0102025059452

全 15 桁のコード

固定識別子：2 桁の識別子「SJ」であり、当該文字列がデータ財産権登録証明書コードであることを表す。

地域：2 桁の数字コードであり、データ財産権登録機関が属する地域を表す。

データ財産権登録機関：1 桁の数字コードであり、データ財産権登録機関を表す。

データ財産権コード付与日：6 桁の数字コードであり、年 4 桁＋月 2 桁からなる。

データ財産権登録連番：4 桁の数字コードであり、当月の登録連番を表す。

コード 構成順	1	2	3	4	5
コード フィールド名	固定識別子	地域：データ財産権登録機関が属する地域のコード	データ財産権登録機関	データ財産権コード付与日	データ財産権登録の当月連番
コード長	2 桁	2 桁	1 桁	6 桁	4 桁
コード値	固定値：SJ	00～99、 「中華人民共和国行政区画コード」を参照	0～9	年 4 桁＋月 2 桁。例： 202505 は 2025 年 5 月を表す	0001～9999 容量：9999

出所： https://www.nda.gov.cn/sjj/zwgk/zcfb/0704/20260703230745065425855_pc.html

出所：2026 年 7 月 4 日付け国家データ局ウェブサイト

https://www.nda.gov.cn/sjj/zwgk/zcfb/0704/20260703230745065425855_pc.html

※本資料は公表資料に基づきジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供

した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。